

「集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し閣議決定に基づく立法化を行わないことを求める意見書」採択を求める請願（賛成討論）

平成 26 年 12 月 11 日

黒 田 英 世

私は、

請願第 6 号「集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し閣議決定に基づく立法化を行わないことを求める意見書」採択を求める請願に賛成の立場で立場での討論に入ります。

本請願は基本的に、今年 6 月に出された請願第 2 号と同質であり、賛成討論の内容もおのずと同様であります。

そもそもわが国は立憲主義を唱えており、憲法とはその国における基礎となる最高位に位置する法律であり、日本の場合、主権在民や基本的人権・平和主義を憲法によって保障し、そのことは何者によっても犯されない権利を担保するのが憲法であり、何よりも国家権力に歯止めをかけるのが憲法であります。

従って、そのときどきの政府の政策や四囲の環境によって憲法解釈が変わるといことは断じてあってはならないと考えます。

しかも、集団的自衛権の行使容認については、これまでも度々議論の遡上に上がっておりますが、自民党の歴代内閣が一貫して容認してこなかった重要事項であります。

今回のように解釈の変更によって結果が違ってきては他の条文に対しても、その危惧があるということでもあります。国のありようを指し示す現行の「平和憲法」とは何であるかの根幹が揺るぐということになりかねません。

確かに、現下の日本のおかれた国防上の環境は極めて難しいものがあると考えます。覇権主義を貫こうとする中国やロシア、更には、反人道的な独裁主義国家である北朝鮮を隣国に持ち、極めて厳しい状況下にあるといわざるを得ません。

しかしながら「集団的自衛権の行使容認」するには、基本となる憲法 9 条とりわけ第 2 項において「前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」としてあります。したがってこの 9 条と現在の自衛隊との関係をきっちりと整理することが必須であると考えます。

先ほども申し上げましたが、そもそも憲法はその国の権力に対し籜をはめるものであります。

請願趣旨の幾つかの点で異論もありますが、基本的に、憲法 9 条と自衛隊との関係をうやむやにしたまま解釈の変更によって、集団的自衛権の行使を容認しそれを閣議決定し立法化することは憲法の上位に特定の政党が存在するという隣国と同じことだといわざるを得ません。したがって憲法をないがしろにする政府の方針に反対する考えから、本請願に対し賛成を表明するものであります。